

# 熊本県立大学研究行動規範委員会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立大学における研究活動上の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程第13条に基づき、熊本県立大学研究行動規範委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、委員会の委員の半数以上は、外部有識者とする。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 学部長、共通教育センター長若しくは研究科長で最高管理責任者が指名する者 1名
- (4) 教育研究会議委員（学外者に限る。） 3名
- (5) 法律又は会計の専門家 2名
- (6) その他最高管理責任者が指名する者

2 最高管理責任者は、必要に応じて、本調査の対象となる研究分野に関する学外の研究者を臨時委員として指名することができる。

3 委員の任期は2年とし、臨時委員の任期は当該調査の公表までとし、いずれも再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会の委員長は、副学長をもって充てる。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本調査又は再調査に関すること
- (2) 異議申立て又は不服申立ての審査に関すること
- (3) 不正行為の認定に関すること
- (4) 調査報告書の作成に関すること

(会議の開催)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を総理する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ぬ事情により出席できない委員が、事前に委員会の開催に同意した場合はこの限りでない。

3 委員は、自己又は親族その他利害関係を有する者に関する事案の審査に加わることはできない。

4 会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に意見を聴き、又は説明を求めるため、委員会への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学術情報メディアセンターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員会の審議を経て、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年11月27日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。